

## 井原市がんばる地域応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、井原市地域づくり基金を活用し、井原市地区まちづくり協議会等団体登録要綱（平成24年井原市告示第51号）の規定に基づく登録団体（以下「協議会等」という。）及び井原市まちづくり協議会連絡会議（以下「連絡会議」という。）が取り組むまちづくり事業に要する経費に対し、予算の範囲内において井原市がんばる地域応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の課題解決や、よりよい市民生活の実現のために、地区まちづくり計画に基づき、地域住民が自ら企画立案し実現しようとする公益的事業
- (2) 活力と魅力ある協働のまちづくりを推進するために、連絡会議が主催する公益的事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主な目的とするハード事業
- (2) 効果が特定の個人のみに帰属することを目的とする事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業
- (5) 井原市又は井原市から補助等を受けている団体等から、他の制度による補助等を受けている事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、各年度ごとに1協議会等又は連絡会議につき、当該事業の総額から事業収入を除いた額で、1,000,000円を上限とする。ただし、連絡会議に対する補助金の額については、本補助金に係る予算額から協議会等に対し補助金交付決定を行った額の合計額を除いた額の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「人口増を目指した事業」という。）以外の事業を実施している場合で、当該事業に加えて人口増を目指した事業を実施することによって、前項に規定する上限額を超えるときは、1,500,000円を上限とする。

- (1) 空き家対策及び移住者支援事業
- (2) 子育て支援を図る事業
- (3) 市外在住者との交流を図る事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

3 前項の場合において、人口増を目指した事業による補助金の額が1,000,000円未満である場合には、人口増を目指した事業による補助金の上限は、1,500,000円から人口増を目指した事業以外の事業による補助金の額を控除した額とする。

(補助対象事業の募集)

第5条 市長は、期間を定めて補助対象事業の募集をするものとする。

- 2 市長は、募集を実施するにあたり、別に募集要項を定めるものとし、補助対象事業の審査方法を明記するものとする。
- 3 連絡会議の補助対象事業の募集については、協議会等に対する補助金額が決定した後に行うものとする。

(企画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする協議会等及び連絡会議は、井原市がんばる地域応援補助金企画書（様式第1号）（以下「企画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、前条第2項の募集要項で指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) まちづくり事業計画書（様式第1号の1）
- (2) まちづくり事業収支予算書（様式第1号の2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の選考)

第7条 市長は、前条の企画書を受理したときは、第5条第2項の規定により定めた審査方法に基づき、審査を行うものとする。

- 2 補助対象事業の選考に係る審査基準については、市長が別に定める。

(補助事業の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の審査の結果を受けて、補助金を交付することが適当である事業を決定し、選考結果を井原市がんばる地域応援補助金交付内定通知書（様式第2号）により、速やかに当該企画書を提出した協議会等及び連絡会議に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条の規定により補助金交付内定通知を受けた協議会等及び連絡会議（以下「申請者」という。）は、井原市がんばる地域応援補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、井原市がんばる地域応援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第11条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、井原市がんばる地域応援補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第6条各号のうち、変更に係る書類を添付しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業終了後、速やかに井原市がんばる地域応援補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) まちづくり事業報告書（様式第6号の1）
- (2) まちづくり事業収支決算書（様式第6号の2）
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 領収書等の写し

(補助金額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査し、適當と認めるときは、補助金額を確定し、井原市がんばる地域応援補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに井原市がんばる地域応援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第15条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(概算払)

第16条 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、第10条の規定により交付を決定した額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助事業者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、井原市がんばる地域応援補助金概算払交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を適當でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、井原市がんばる地域応援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、井原市がんばる地域応援補助金返還命令書（様式第11号。以下「返還命令書」という。）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（補助の特例）

第20条 市長は、協議会等又は連絡会議への補助を目的として指定された寄附金を受納したときは、第4条の規定による補助金の上限額に加算して、予算の定めるところにより寄附金相当額を当該協議会等又は連絡会議に補助金として交付するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付するときは、第5条から第8条までの手続きを省略することができる。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第13条から第19条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有する。

### 附 則（平成25年11月18日告示第133号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

### 附 則（平成29年12月18日告示第113号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則（平成31年3月26日告示第25号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則（令和5年8月28日告示第98号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第88号）  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 補助対象経費

費　　目	内　　容
備品購入費	事業実施に必要な備品（対象経費の40%以内）
消耗品費	事業実施に必要な資料、周知等の用紙代、材料代等
食糧費	事業を実施するために必要不可欠と認められる食糧代
燃料費	事業実施に必要な燃料
報償費	講師やアドバイザーへの謝金等
旅　　費	研修会への参加旅費、講師の旅費等
印刷製本費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレットやまちづくり計画書等の印刷又は写真のプリント代等
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金、電話料金等
保　　険　料	事業実施に必要な行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険等
手　　数　料	銀行振込手数料、クリーニング代等
使　　用　料 賃　　借　料	会場使用料、音響機器使用料その他機器のレンタル料、バス等の賃借料
そ　　の　他	市長が特に必要と認めたもの (対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する。)

(備考) 補助対象とならない経費

- ・団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- ・他の事業を行っている場合、それらの事業との共通する経費
- ・領収書等により団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- ・その他、事業に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

様式第1号(第6条関係)

年　月　日

井原市長

殿

団体名

住所

代表者氏名

(印)

(電話　—)

)

井原市がんばる地域応援補助金企画書

下記事業に対し井原市がんばる地域応援補助金の交付を受けたいので、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

補助金交付 申請額	円		
事業名	人口増を目指した事業は○	事業計画額	補助期待額
		円	円
		円	円
		円	円
合計		円	円

様式第1号の1（第6条関係）

年度 まちづくり事業計画書

団体名（ ）

事業名	
事業の目的	
事業の概要	
実施予定日 (予定期)	
期待される効果	

※事業ごとに記入してください。

様式第1号の2（第6条関係）

年度 まちづくり事業収支予算書

団体名（ ）

区分	費目	金額（千円）	積算内訳
歳入			
	歳入合計		
歳出			
	歳出合計		

※事業ごとに記入してください。

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

殿

井原市長

井原市がんばる地域応援補助金交付内定通知書

年 月 日付けで提出のあった井原市がんばる地域応援補助企画書について、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第8条により、次のとおり補助金の交付を内定したので通知します。

補 助 金 内定合計額	円		
事 業 名	人口増を目指し た事業は○	補 助 金 内 定 額	事 業 計 画 額
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円

※補足

補助金の内定があった事業については、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第9条により補助金の交付申請を行ってください。

様式第3号（第9条関係）

年　月　日

井原市長

殿

団体名

住所

代表者氏名

(印)

(電話　—)

)

井原市がんばる地域応援補助金交付申請書

下記事業に対し井原市がんばる地域応援補助金の交付を受けたいので、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付 申請額	円		
事業名	人口増を目指した事業は○	事業計画額	補助期待額
		円	円
		円	円
		円	円
合計		円	円

様式第4号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

殿

井原市長

井原市がんばる地域応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった井原市がんばる地域応援補助金の交付について、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第10条により、次のように補助金の交付を決定したので通知します。

補助金交付 決 定 額	円		
事 業 名	人口増を目指し た事業は○	補 助 金 交 付 額	事 業 計 画 額
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円

※補助条件

- 1 本補助金は 年 月 日付け申請のあった に対し交付するものであるから当該事業以外に使用してはならない。
- 2 補助対象事業を変更、中止又は廃止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けなければならない。

様式第5号(第11条関係)

年　月　日

井原市長

殿

団体名

住所

代表者氏名

(印)

(電話) —

)

井原市がんばる地域応援補助金変更交付申請書

年　月　日付け 第　号により交付決定を受けた井原市が  
んばる地域応援補助金について、交付申請額を変更したいので、井原市がんばる  
地域応援補助金交付要綱11条により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付 申 請 額	円	当初補助金 交付申請額	円		
変更事業計画					
事業名	人口増を目指 した事業は○	変更後	変更前		
		補助金交付 申 請 額	事業計画額	補助金交付 申 請 額	事業計画額
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
変更の事由					

様式第6号（第12条関係）

年　月　日

井原市長

殿

団体名

住所

代表者氏名

(印)

(電話　　—　　)

井原市がんばる地域応援補助金実績報告書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

事業実績の財源内訳

事業名	人口増を目指した事業は○	実績額	交付決定額
		円	円
		円	円
		円	円
合計		円	円

様式第6号の1(第12条関係)

年度 まちづくり事業報告書

団体名 ( )

事業名	
事業の概要	
実施時期	
実施効果	

※事業ごとに記入してください。

※事業実施に係る記録写真、資料等を添付してください。

様式第6号の2(第12条関係)

年度 まちづくり事業収支決算書

団体名 ( )

区分	費目	金額(千円)
歳入		
	歳入合計	
歳出		
	歳出合計	

※事業ごとに記入してください。

※領収書等の写しを添付してください。

様式第7号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

殿

井原市長

井原市がんばる地域応援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対し、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第13条により、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

補助金交付 確 定 額	円		
事 業 名	人口増を目指し た事業は○	交 付 確 定 額	事 業 実 績 額
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円

様式第8号（第14条関係）

年　月　日

井原市長

殿

団体名

住所

代表者氏名

(印)

(電話) —

)

井原市がんばる地域応援補助金交付請求書

年　月　日付け 第　号で確定通知のあった井原市がん  
ばる地域応援補助金を下記のとおり請求します。

記

金額		拾	万	千	百	拾	円
	¥						

ただし、 年度井原市がんばる地域応援補助金として

様式第9号（第16条関係）

年　月　日

井原市長

殿

団体名

住所

代表者氏名

印

(電話　—　)

井原市がんばる地域応援補助金概算払交付請求書

年　月　日付け　　第　号で交付決定のあった井原市がん  
ばる地域応援補助金について、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第1  
6条の規定により、下記のとおり補助金の概算払交付を請求します。

記

金額		拾	万	千	百	拾	円
	¥						

ただし、　　年度井原市がんばる地域応援補助金として

様式第10号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

殿

井原市長

井原市がんばる地域応援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで補助金交付を決定した下記事業に対し、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり補助金の交付を取り消したので通知します。

事 業 名	人口増を 目指した 事業は○	交 付 決 定 額	対 象 事 業 費
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円
取消の理由			

様式第11号（第18条関係）

第 号  
年 月 日

殿

井原市長

**井原市がんばる地域応援補助金返還命令書**

年 月 日付けで補助金交付を取り消したので、井原市がんばる地域応援補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

事業名	人口増を目指した事業は○	補助金返還額
		円
		円
		円
合 計		円